

問1

日本で裁判員制度が導入された背景や目的として、最も適切な説明はどれか。（2015年 岐阜県公立入試 類似）

1. 複雑化する専門的な事件を迅速に処理するために、法律の専門家ではない国民に一部の判断を委ねるため。

2. 検察官の権限を抑制するために、起訴するかどうかの最終決定権を一般の国民に与えるため。

3. 裁判官の人数不足を補うために、国民を補助的な公務員として採用し、事務作業を分担させるため。

4. 司法に対する国民の理解を深め、国民が持つ日常的な感覚や社会常識を裁判の内容に反映させるため。

問2

有罪が確定して服役していた人物が、後に「裁判のやり直し」によって無罪となり釈放される事例があります。この「再審」と呼ばれる制度の性質について、正しい説明を選びなさい。（2019年 沖縄県公立入試 類似）

1. 判決が確定する前に、判決の内容に不服がある側が上の級の裁判所に訴え直す制度である。

2. 確定した判決に重大な誤りの疑いがある場合に、被告人を救済する目的で例外的に行われる手続きである。

3. 警察や検察による捜査が適正に行われるよう、裁判官が事前に許可状を出す制度である。

4. 市民から選ばれた裁判員が、裁判官と一緒に有罪・無罪や刑罰の内容を決定する仕組みである。

問3

法律案の議決において、衆議院と参議院で異なる議決がなされた場合の仕組みについて述べた文として、正しいものはどれですか。（2024年 愛媛県公立入試 類似）

1. 法律案については参議院の権限が衆議院よりも強く設定されており、参議院が否決した場合は衆議院で再議決することはできない。

2. 衆議院で可決し参議院で否決された場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば、その法律案は法律となる。

3. 衆議院と参議院の議決が一致しない場合は、いかなる理由があってもその法律案は廃案となり、次の国会まで審議できない。

4. 両議院の意見が一致しない場合は、必ず内閣総理大臣が最終的な判断を下し、法律として成立させるか否かを決定する。

問4

日本の司法制度において、三審制による裁判の判決が確定した後に、無実を証明する「新しい証拠」が見つかるなど、判決に重大な誤りがある疑いが生じた際、再度裁判をやり直すことができる仕組みを何といいますか。（2016年 秋田県公立入試 類似）

1. 再審

2. 告訴

3. 上告

4. 控訴

問5

日本の行政権を担当する内閣が、その意思を決定するために、内閣総理大臣およびすべての国務大臣が出席して開く会議を何といいますか。（2026年 山形県公立入試 類似）

1. 本会議

2. 閣議

3. 審議会

4. 公聴会

問6

ある刑事裁判の傍聴メモに、「被害者参加制度によって被害者が意見を述べ、被告人に対して有罪の判決と量刑が言い渡されたが、被告人はその内容を不服として控訴した」という記録がありました。このとき、最初に判決を下した「第一審」の裁判所として適切なものはどれですか。（2023年 茨城県公立入試 類似）

1. 弾劾裁判所

2. 地方裁判所

3. 簡易裁判所

4. 最高裁判所

問7

日本の政治体制において、内閣が国会の信任に基づいて成立し、行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負う仕組みを何といいますか。（2021年 静岡県公立入試 類似）

1. 権力集中制

2. 大統領制

3. 議院内閣制

4. 直接民主制

問8

日本で行われている、市民が裁判運営に参加する「裁判員制度」について、この制度が対象としている裁判の種類と、参加する市民の役割の説明として最も適切なものを次の中から選びなさい。（2025年 愛知県公立入試 類似）

1. 個人の間の金銭トラブルなどを扱う民事裁判において、原告と被告の間に立って和解案を提示する。

2. すべての刑事裁判において、弁護人のサポート役として被告人の人権が守られているかを確認する。

3. 警察の捜査段階において、取り調べが適正に行われているかを監視し、検察官に報告を行う。

4. 重大な刑事裁判において、裁判官と共に被告人が有罪か無罪か、および有罪の場合の刑罰の内容を決定する。

問9

日本の司法制度において、裁判を慎重に行うことで判決の誤りを防ぎ、人権を保障するために、一つの事件について原則として3回まで裁判を受けることができる仕組みを何といいますか。（2025年 奈良県公立入試 類似）

1. 裁判員制度

2. 陪審制

3. 三審制

4. 二審制

問10

アメリカ合衆国の大統領制を日本の議院内閣制と比較したとき、アメリカの大統領に関する説明として最も適切なものはどれですか。選出方法と議会に対する権限に着目して答えなさい。（2026年 奈良県公立入試 類似）

1. 国民が選んだ大統領選挙人によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持たない。

2. 国民が選んだ大統領選挙人によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持つ。

3. 連邦議会議員の中から指名によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持たない。

4. 連邦議会議員の中から指名によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持つ。

問11

日本の司法制度において、主権の行使の一環として行われる「国民審査」の説明として最も適切なものはどれですか。（2021年 兵庫県公立入試 類似）

1. 検察官が行った不起訴処分の妥当性について、国民から選ばれた審査員が審査を行う仕組み。

2. 重大な刑事裁判において、国民から選ばれた人が裁判官とともに有罪・無罪や刑罰の内容を決定する仕組み。

3. 地方自治体において、特定の重要な事項について住民が直接その賛否を投票によって決定する仕組み。

4. 衆議院議員総選挙の際に、最高裁判所の裁判官がその職にふさわしいかどうかを国民が直接投票で判断する仕組み。

問12

最高裁判所の裁判官を対象とした国民審査について、その制度の仕組みや背景を説明したものとして最も適切なものはどれですか。（2021年 熊本県公立入試 類似）

1. 衆議院議員総選挙の際、内閣が指名した最高裁判所長官に対して、国民がその指名の可否を直接投票で決定するものである。

2. 裁判員制度と同様に、国民が実際の裁判に参加して判決を下す機会を確保するために、4年に1回必ず実施されるものである。

3. 司法の独立を維持しつつ、主権者である国民が裁判官を直接罷免できる仕組みを通じて、司法に対する民主的な統制を図るものである。

4. 参議院議員通常選挙と同時に実施され、地方裁判所から最高裁判所までのすべての裁判官の再任を国民が判断するものである。

答え合わせ・解説

問1	答え 4 司法に対する国民の理解を深め、国民が持つ日常的な感覚や社会常識を裁判の内容に反映させるため。	かつての日本の裁判は、専門家のみで行われるため一般国民には分かりにくいという批判がありました。そこで、国民が裁判員として直接審理に参加することで、専門的な法律知識だけでなく、国民が持つ「普通感覚（健全な社会常識）」を判決に反映させることが目指されました。これにより、司法がより身近で信頼されるものになることが期待されています。なお、起訴するかどうかを判断するのは検察官であり、裁判員ではありません。
問2	答え 2 確定した判決に重大な誤りの疑いがある場合に、被告人を救済する目的で例外的に行われる手続きである。	再審は、判決が確定した（法的に決着がついた）後に行われるという点が、判決確定前に上の裁判所へ不服を申し立てる「上訴（控訴や上告）」とは決定的に異なります。人権を守り、真実に基づいて冤罪を正すための「非常救済手続き」としての役割を担っています。
問3	答え 2 衆議院で可決し参議院で否決された場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば、その法律案は法律となる。	法律案の議決では「衆議院の優越」が認められています。衆議院で可決したものが参議院で否決された（または修正された）場合、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数で再可決することで、参議院の同意がなくても法律として成立させることができます。これは、任期が短く解散がある衆議院に、より強く国民の意思を反映させるための制度です。なお、予算の議決や条約の承認とは異なり、法律案の場合は両院協議会の開催は任意（任意的）である点も特徴です。
問4	答え 1 再審	裁判では慎重な審理が行われますが、判決が確定した後に冤罪（無実の罪）の可能性を示す決定的な証拠が見つかることがあります。基本的人権を守り、誤った裁判による不利益を正すために認められているのが再審の制度です。判決が確定する前に行う「控訴」や「上告」とは、手続きのタイミングが明確に異なります。
問5	答え 2 閣議	内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う合議体であり、その意思決定を行う場が閣議です。内閣総理大臣が主宰し、すべての国務大臣が出席して行政の重要事項を協議・決定します。
問6	答え 2 地方裁判所	刑事裁判において、被害者が直接意見を述べたり、有罪・無罪の判断が下されたりする最初の段階は第一審と呼ばれます。第一審の判決に納得がいかない場合に、第二審である高等裁判所へ裁判をやり直すよう求めることを「控訴」といいますが、この一連の流れの起点となるのは原則として地方裁判所です。なお、弾劾裁判所は裁判官をやめさせるかどうかを決める特別な場所であり、刑事裁判を行う場所ではありません。
問7	答え 3 議院内閣制	内閣は国会（特に衆議院）の信任を得て組織され、その活動について国会に対し責任を負うという、日本やイギリスなどで採用されている仕組みです。国会と内閣が密接に関連し、バランスを保つことで民主的な政治運営を目指しています。
問8	答え 4 重大な刑事裁判において、裁判官と共に被告人が有罪か無罪か、および有罪の場合の刑罰の内容を決定する。	司法制度改革の一環として導入された裁判員制度は、国民が司法に参加することで、裁判に対する理解と信頼を深めることを目的としています。対象となるのは殺人罪などの重大な刑事事件に限定されており、くじで選ばれた市民（裁判員）は裁判官と共に対等な立場で評議を行い、有罪・無罪の判断だけでなく、具体的な刑期などの量刑についても決定に関わります。
問9	答え 3 三審制	裁判の公正を期し、個人の人権を確実に守るために、判決に不服がある場合には上級の裁判所に改めて審理を求めることができます。第一審、第二審、第三審と最大で3回まで裁判を受ける機会を認めることで、誤った判決による被害を防ぐ役割を果たしています。
問10	答え 1 国民が選んだ大統領選挙人によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持たない。	アメリカ合衆国では、国民が直接または「大統領選挙人」を通じた間接選挙によって大統領を選出する大統領制を採用しています。厳格な三権分立の原則に基づいているため、行政権を持つ大統領は、立法権を持つ連邦議会を解散させる権限を持っていません。これに対し、日本の議院内閣制では、国会が内閣総理大臣を指名し、内閣（行政）は衆議院の解散権を持つという、立法と行政が密接に関連した仕組みになっています。
問11	答え 4 衆議院議員総選挙の際に、最高裁判所の裁判官がその職にふさわしいかどうかを国民が直接投票で判断する仕組み。	国民審査は、日本国憲法第79条に基づき、最高裁判所の裁判官に対して行われる制度です。衆議院議員総選挙の際、投票者は罷免すべきと思う裁判官の氏名の欄に「×」を記入します。罷免を可とする票が、罷免を可としない票よりも多くなった裁判官は、その職を解かれます。これは司法権の行使に対しても主権者である国民の意思を反映させるための重要な手段です。他の選択肢にある、刑事裁判に参加するものは「裁判員制度」、不起訴処分の審査は「検察審査会」であり、混同しないよう注意が必要です。
問12	答え 3 司法の独立を維持しつつ、主権者である国民が裁判官を直接罷免できる仕組みを通じて、司法に対する民主的な統制を図るものである。	最高裁判所の裁判官は内閣によって任命されますが（長官は天皇が任命）、国民が直接選ぶわけではありません。そのため、国民が直接その適格性を審査する機会を設けることで、独善的な裁判が行われないよう国民が監視する役割を果たしています。審査は衆議院議員総選挙と同時に行われるのが特徴で、罷免（辞めさせること）の可否を国民が直接意思表示できる唯一の機会です。